

通 知
平成26年 2月19日

津山市水道局工事等登録業者 各位
(市 内 業 者)

津山市水道事業管理者 豊岡俊介

平成26・27年度入札参加者の格付等について

このことについて、下記のとおり取り扱いを改訂します。

業者各位においては、変更点を充分留意のうえ、入札および入札参加資格申請を行ってください。

なお、申請にあたっては、必ず本年度（平成26年度）の申請書類を使用してください。

記

①今年、平成26・27年度の格付有効期間の更新の年であり、津山市水道局水道工事等入札参加者資格申請を、平成26年4月1日（火）から平成26年4月21日（月）までに行ってください。

その際、格付に用いる経営事項審査の審査基準日は、「平成24年8月1日から平成25年7月31日まで」とします。

②等級格付における主観点の見直しについて

ア) 指名停止等行政処分による減点について

過去2年間（H24. 4. 1～H26. 3. 31）の津山市および津山市水道局の指名停止処分について、下記のとおり減点します。

- | | |
|---------------|----------|
| ・ 指名停止1ヶ月～2ヶ月 | ： 10点／1回 |
| ・ 指名停止3ヶ月～5ヶ月 | ： 20点／1回 |
| ・ 指名停止6ヶ月以上 | ： 30点／1回 |

イ) 防災協定・ISOの加算について

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ・ 津山市と防災協定を結んでいる事業者 | ： 5点 |
| ・ ISO取得事業者【9001（品質）、14001（環境配慮）】 | ： 各5点 |